

三次市立三次小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日策定

平成 26 年 7 月 15 日改訂

1 策定の趣旨

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、絶対に許されない行為である。

いじめは、「どの学校でも、どの児童に対しても起こる可能性がある。」という認識をもち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に解決することが大切である。また、全ての児童が安心して安全に学校生活をすごし、自分の夢の実現に向かって自律的に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域のそれぞれがしっかりと連携して、いじめ防止に取り組むことが重要である。

そのため、いじめ問題の克服に向けて、本校の基本的な方向を示す「いじめ防止基本方針」を定め、保護者や地域、その他の関係機関との連携の下、いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進していくものとする。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、「いじめ」を次のように定義する。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

今日のいじめは、閉鎖的な小集団の中で遊びの延長から生起する等、集団の外にいる大人には見えにくく、深刻な状態になるまで気付かないというケースが多い。いじめの対応においては、児童との日々の関わりを通して、全ての職員が一人一人の細やかな実態把握に努めるとともに、アンケート調査や個人面談を活用し、いじめの早期発見、早期解決に、学校全体で組織的に取り組むことを徹底しなければならない。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめ防止対策は、次に示す視点を中心に取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

全職員の日常的な連携を通して、児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、望ましい集団づくりを進めるとともに、どの児童も自己存在感を感じながら、積極的に教育活動に参加できるよう、生徒指導の三機能を生かした「知・徳・体」の基礎基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校づくりに取り組むことが重要であり、児童会活動の中に、あいさつ運動やお互いを認め合うことができる取組を行う等、児童の主体的な活

動が推進できるように支援する。

(3) いじめの早期発見・早期解決

いじめに関するアンケートや個別面談を定期的に行うとともに、日々の丁寧な観察を通して、児童が発するSOSのサインを見逃さないようにし、保護者とも綿密に連携して信頼関係を構築し、いじめの早期発見、早期解決に努める。

(4) いじめへの組織的な対応

日々の職員間の連携（報告・連絡・相談）を密にして、一部の職員で問題を抱え込むことなく、学校全体で情報や対応策を共有する。また、法第22条により設置した「いじめ防止委員会」を中心に、全職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立って、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域との連携

学校関係者、PTA及び地域自治会等と連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 いじめの防止等に関する取組

学校は、いじめ防止のために「いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下に、生徒指導体制を確立する。また、この「いじめ防止基本方針」に基づき、児童の実態に応じて、次のような取組を大系的・計画的に進める。

(1) 「三次小学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童の実態や、地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を生かす等、地域ぐるみで取り組む方針にする。
- ウ いじめの未然防止のための年間指導計画を明確に示し、実効性のある取組にする。
- エ 学校ホームページや学校だより等で、保護者や関係者に周知させる。
- オ 策定した基本方針が有効に機能しているかどうか、定期的に検証し、見直しを行う。

(2) いじめ防止等に係る組織

- ア 「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に係る取組を組織的に行う。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア 人を傷つける態度や行動がいじめにつながることを、いじめを知っていて何もしないのは、いじめているのと同じであること、一人一人がいじめをなくそうと思って行動しなければ、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起きる可能性があること等、いじめに対して正しい知識や対応を学ばせる。
- イ 児童の発達段階に応じて、体験的に学習する場を設け、児童に豊かな人間性や社会性、情操を育む。
- ウ 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を計画的に取り入れ、他者と円滑にコミュニケーションを図ったり、自己肯定感を高めたりする能力を育成する。
- エ 自分自身や友だちがいじめられていることを、家族や学校職員、相談機関などに伝えることで、自分が救われること、周囲の人間関係が改善されることを理解し、積極的に行動しようとする意欲をもたせる。

(4) 児童の主体的な活動の支援

児童会が、いじめの未然防止や早期解決のために主体的に行動できるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育体制の構築

ア いじめの未然防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を計画的に実施する。

イ いじめの未然防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関との連携を進める。

ウ いじめの未然防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの未然防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの未然防止等に係る教育相談窓口の周知を図る。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきケースもあり、児童の生命や財産等が危険にさらされることがないように、早期に警察と連携して対応することも視野に入れておく。

(7) 重大事態発生時の対応

市教育委員会に報告し、市教育委員会の指導の下、調査機関を編成する。

5 重大事態への取組

「重大事態」の定義（法第 28 条第 1 項による）

「重大事態」とは、次に挙げる場合を指す。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

ア 重大事態が発生した場合、校長はすみやかに市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の指導の下、校内「いじめ防止委員会」を中心としたプロジェクトチームを設置し、アンケート調査や個別面談等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

ウ 調査の結果を踏まえ、再発防止のための取組を計画的に行う。

6 「三次市立三次小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

三次市立三次小学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組にするため、必要に応じて検証及び見直しを行うものとする。